

浜松医療センターの手引き

医師に対する組織、名称など

- (1) 県西部地域の医師会員及び歯科医師会員は、医療センターの「非常勤医師」として登録されています。医師会員以外であっても、申請により医療センターを利用することができます。
- (2) この非常勤医師などが医療センターを利用するとき、「紹介医」または「院外主治医」といいます。
- (3) 院外主治医と共同で診療に当たる医療センター常勤医師を「担当医」または「院内主治医」といいます。
- (4) 医療センターの運営管理のため、非常勤医師の中から「非常勤副院長」及び「非常勤医師代表」が選任されています。非常勤副院長には浜松市医師会の病院担当副会長1名を充て、非常勤医師代表には同医師会の担当理事1名を充てています。
- (5) 常勤医師と非常勤医師との円滑な業務運営を図るため、各々で構成する「合同医局代表者会議」を置いています。
- (6) 院内主治医と院外主治医との円滑な事務を行うため、医療センター内に「医療連携室」を置いています。

外来の依頼について

医療センターの外来は、専門外来として運営され紹介患者さんを主体に診療しています。患者さんの紹介方法は下記のとおりです。

- (1) 医療連携室（053-451-2760）へ連絡してください。
- (2) 医療連携室から予約日時をお知らせします。
- (3) 「診察予約申込書」と「診療情報提供書」（紹介状）を ファクス（053-452-9217）してください。
「診察予約券」（診察予約申込書から切りとる）と「診療情報提供書」（原本）、画像等その他資料を患者さんに渡してください。
（診療情報提供書を作成した場合は保険請求ができます）
- (4) 受診後は「診療情報提供書」にて結果を報告します。受診後はできるだけ短い期間で目的を果たし、紹介医・診療所に通院いただくこと（逆紹介）に努めています。

入院の依頼について

〔予約入院〕

外来診療日に担当医と患者さんが相談のうえ、入院予約します。

〔緊急入院〕

- (1) 原則として外来受診後に入院を決定しています。医療連携室に連絡してください。
- (2) 紹介患者さんの入院が決定した後、すみやかに入院日・院内主治医・病棟などを連絡します。

共同指導について

- (1) 院外主治医は院内主治医との共同診療を行い、開放型病院（オープンシステム）としての実績をあげてくださるようご協力願います。
- (2) 共同指導で来院される場合は、医療連携室にて開放型病院共同指導料の伝票を準備します。時間外（医療連携室終了後及び日曜日、祝日、年末年始）は、病棟ナースステーションにお立ち寄りください。
- (3) 共同指導に来院されたときには伝票にサインし、共同指導の内容や連絡事項などを記入してください。
- (4) 開放型病院共同指導料は保険請求ができます。なお分娩（自費請求）の場合は保険請求外となりますので、保険点数に準じて1回3,500円をお支払いします。ただし、分娩介助の場合は分娩料の支払いのみとなります。
〈保険請求点数〉
開放型病院共同指導料(1) 1日につき 350 点
- (5) 電子カルテ閲覧に登録が必要です。事前に医療連携室にご連絡いただければ、手続きを行います。

共同で行う手術・分娩について

- (1) 院外主治医は、執刀並びに分娩介助を院内主治医と共同で行うことができます。
- (2) 手術料は執刀医の場合、手術保険点数の50%を報酬とします。分娩の場合は当院が定めている分娩料の50%を報酬とします。

浜松医療センター非常勤医師が病院で行う業務に関する規約について

(1) 趣旨

この規約は、浜松医療センター非常勤医師に関する規程第4条の規定に基づき、非常勤医師が行う患者の診療その他業務範囲及び責務等について必要な事項を定める。

(2) 非常勤医師の業務範囲

非常勤医師が浜松医療センター（以下「病院」という。）の院外主治医として行うことができる業務は、次のとおりとする。

- ① 病院に依頼した患者（以下「依頼患者」という。）に関し、院内主治医と共同して行う治療及び療養上の指導
- ② 院内主治医・手術医・検査医等（以下「院内主治医等」という。）と協議の上、依頼患者に対して共同で行う手術・処置、分娩及び検査等

(3) 非常勤医師の責務

非常勤医師は、病院内の医療安全の向上並びに医療責任の分有に留意し、次のことに努めるものとする。

- ① 依頼患者に対する説明及び同意の内容については、病院の診療録への記載、又はこれに相当する資料写しの提供を行うこと。
- ② 手術・処置、分娩及び検査等において、自ら施行した業務の内容を病院の診療録に記載すること。
- ③ 病院が主催する依頼患者に係る症例検討会に、支障のない範囲で参加すること。
- ④ 患者の治療方針及び急変時への対応等について、院内主治医との十分な合意を図っておくこと。
- ⑤ 病院が依頼患者及び家族から情報の開示を求められたときは、適切に対応すること。

(4) 院内主治医等の責務

院内主治医等は、この規約で定める非常勤医師の業務及び責務について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(5) 規約の承認手続き

この規約は、合同医局代表者会議の承認を経るものとする。

(6) 施行日

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。